

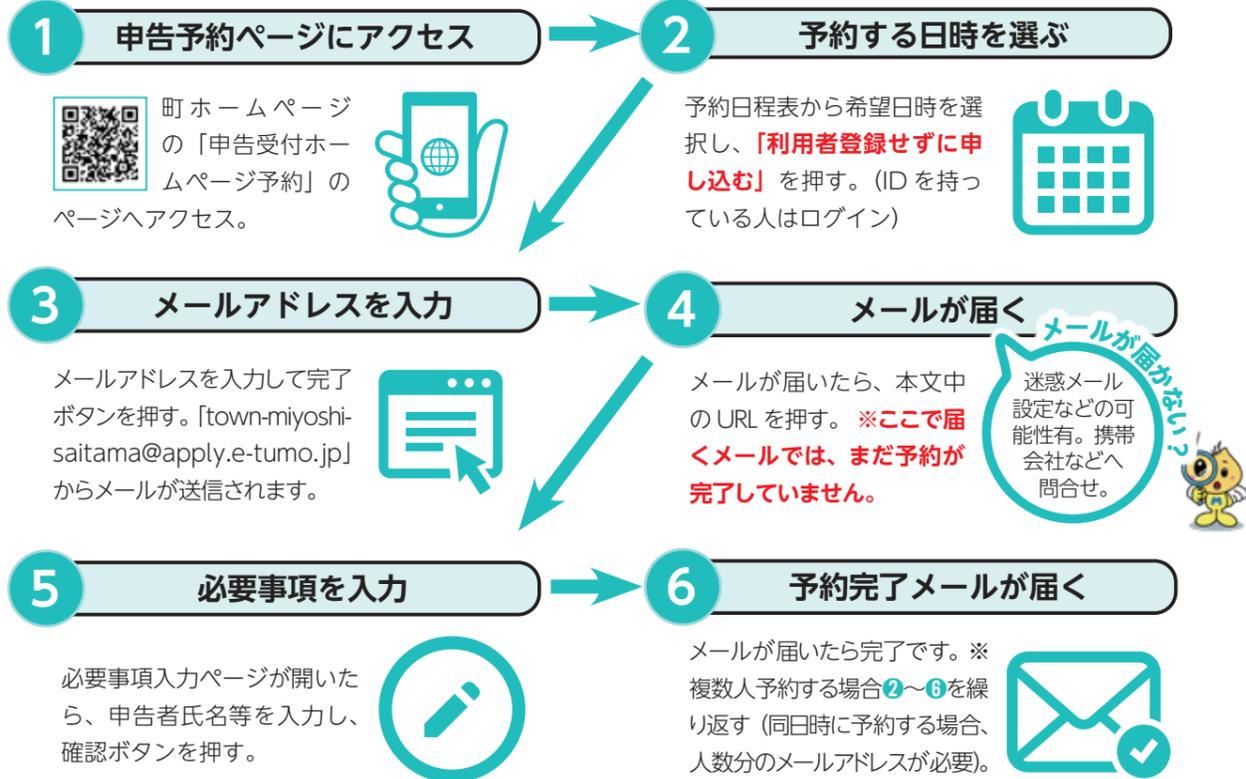
1 町・県民税の申告受付(下記①か②のいずれかで予約必須) ※電話予約不可

問 税務課住民税担当 ☎ 131 ~ 134

町・県民税の申告受付は 2/17(月)~3/17(月)まで (日時はP10を参照)

1 インターネットで予約 (24時間OK) ※予約は来場日前々日の23:59まで

1/31(金) 13:00~予約開始 役場での申告受付予約はホームページから。各時間10人まで、先着順。



① ホームページ予約の注意事項

- **予約は1人1区分**: 申告相談が複数人いる場合は、人数分の予約が必須。なお、申告予約は1人(1つのメールアドレス)で複数人の申告予約は不可で、人数分のメールアドレスが必要になります。
- **キャンセルは予約完了メールから**: 申告日の前々日 23:59 までキャンセル可
- **日時変更はキャンセルして再予約**: 日程や時間を変更する場合は、一度キャンセルして再予約。キャンセル可能期間(申告日の前々日 23:59 まで)を過ぎた場合は、キャンセルせずに再予約。
- **当日は集合時間5分前から会場へ入れます**: 予約順で受付をするため、5分前を目安に会場へお越しください。※遅れると申告を受けられない場合があります。また、申告内容によっては順番が前後することがあります。

※キャンセル可能期間(申告日の前々日 23:59 まで)を過ぎた場合でも、役場への連絡は不要。

2 申告受付日程の希望日に来庁して当日券で予約

各日 8:00~配布開始 ※開庁前に並ぶ際は北口玄関側へ(藤久保公民館は入口前)。各時間10人まで、先着順。

令和7年度
令和6年分

税の申告受付

問 税務課住民税担当 ☎ 131 ~ 134

まずは申告が必要かチェック!

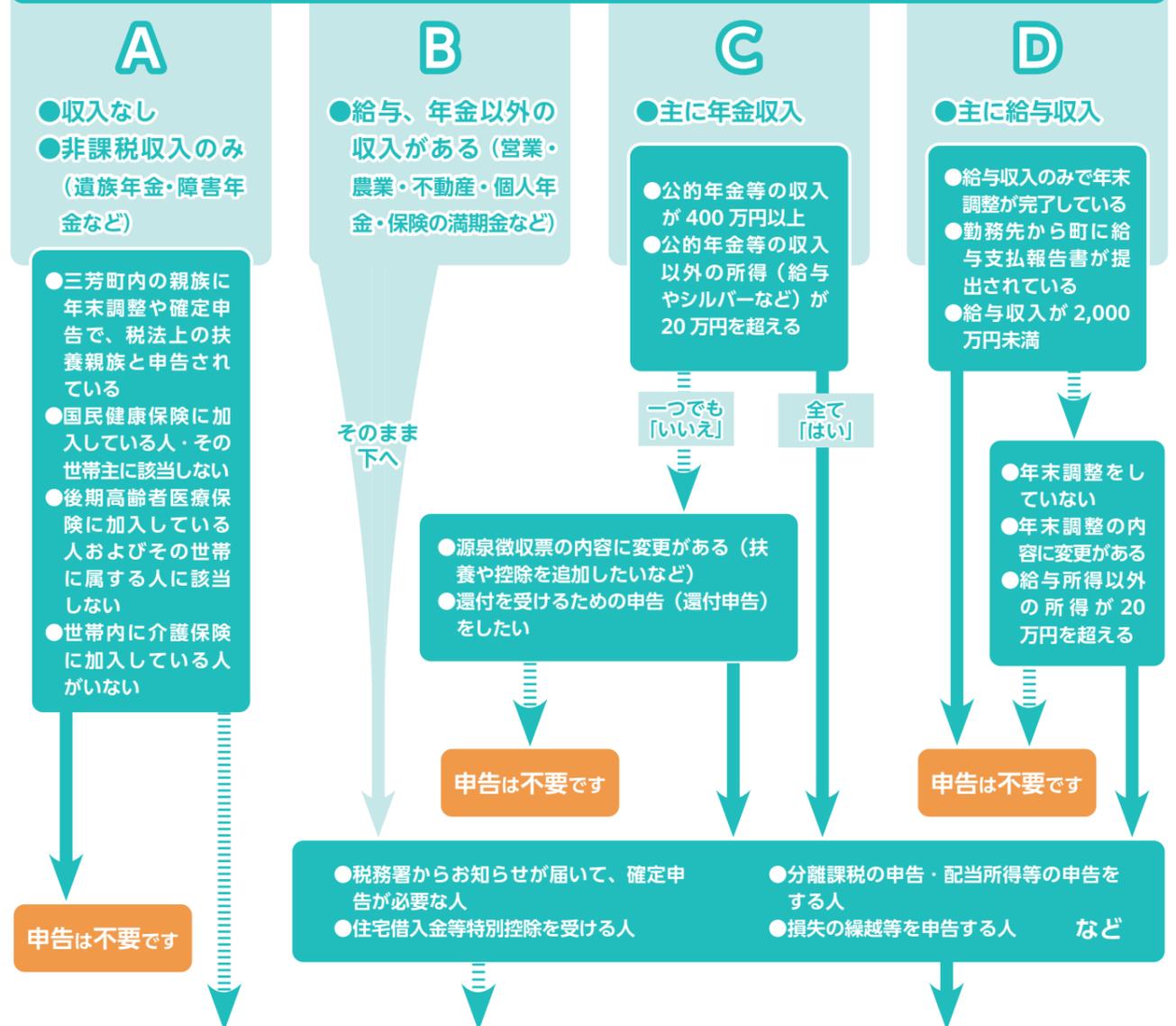
下記のフロー図は一般的な例です。これに当てはまらない場合や記載がない事例など、申告が必要か判断に困ったときは川越税務署(☎ 235-9411) へ上記へお問い合わせください。

START

令和7年1月1日時点で三芳町に住民票がある

令和7年1月1日に住民票があった市区町村に問い合わせ。

昨年(令和6年1月1日~12月31日)の収入状況をA~Dから選んでください。



町・県民税の申告が必要です

※ P9「町・県民税の申告受付」をご確認ください。
※ 町・県民税の申告受付は予約必須です。(電話予約不可)

確定申告が必要です

※ 三芳町役場で受付できない申告があります。P11の「①町で受付できない申告」をご確認ください。
※ 確定申告をする人は、町民税・県民税の申告は不要。